

岩手県告示第 256 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定により、第 10 次岩手県鳥獣保護事業計画を別紙のとおり作成した。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 3 月 27 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 2 縦覧の場所 岩手県環境生活部自然保護課並びに広域振興局、総合支局及び地方振興局の保健福祉環境部